

食育推進事業実施要領

制 定 平成20年4月1日 19消安第14410号
最終改正 平成22年4月1日 21消安第14496号

第1 趣旨

近年、我が国における食生活をめぐる環境の変化に伴い、栄養の偏り、不規則な食事の増加、伝統ある食文化の喪失等様々な問題が生じており、「食」に対する関心がこれまで以上に高まっているところである。

このような状況の下、平成17年6月に食育基本法（平成17年法律第63号）が成立し、平成18年3月に食育に関する施策の基本的な方針や目標を定めた食育推進基本計画が決定されているが、「食」を通じて国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむためには、本計画に基づき関係府省が連携し、家庭、学校、地域における食育を総合的かつ計画的に推進していくことが不可欠である。

本事業は、食育推進基本計画に則って平成17年6月に策定した「食事バランスガイド」を活用した日本型食生活の実践及び「食」に関わる人々の活動への理解の促進の観点から、食料の生産、流通及び消費の各段階における食育を推進していくために緊要な施策を総合的に推進するものである。

第2 目標

本事業は、第1の趣旨を踏まえ、食料の生産、流通及び消費の各段階における食育活動の展開を通じた健全で安心できる食生活の実現を達成するものとして、農林水産省政策評価基本計画（平成18年3月28日農林水産大臣決定）の第5の1の（2）に基づき設定された目標の達成を助長すべく総合的に施策を推進するものである。

第3 事業の内容等

本事業で実施する事業内容等は次のとおりとする。

食育実践活動推進事業

1 事業内容

本事業は、「日本型食生活」の実践を図るため、広域的、先進的であって、全国への波及効果が期待できる食育活動に対して支援を行うこととする。

2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、農林水産省消費・安全局長（以下、「消費・安全局長」という。）が定める公募要領により応募した者の中から選定した団体とする。

第4 事業実施計画

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、消費・安全局長が別に定めるところにより事業実施計画書を作成し、消費・安全局長に提出して、その承認を受けるものとする。

2 事業実施計画の変更

事業実施計画の変更のうち、消費・安全局長が別に定める重要な変更については、1に準じて行うものとする。

第5 助成

国は、毎年度、予算の範囲内において、この事業の実施に必要な経費につき別に定めるところにより補助するものとする。

第6 推進指導

事業実施主体は、事業の円滑かつ適正な推進を図るため、それぞれの事業の間の相互関連、有機的連携等に十分配慮するものとする。

第7 報告等

事業実施主体は、消費・安全局長に対し、消費・安全局長が別に定めるところにより、事業の実施状況等を報告するものとする。

第8 収益納付

- 1 事業実施主体は、消費・安全局長が別に定めるところにより、当該事業の実施に伴う企業化等による収益の状況を報告するものとする。
- 2 国は、1の報告に基づき、当該事業の実施により事業実施主体に相当の収益が生じたと認める場合には、消費・安全局長が別に定めるところにより、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額について、事業実施主体に対して、納付を命ずることができるものとする。

第9 その他

- 1 国は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 本事業の実施につき必要な事項は、この要領に定めるもののほか、消費・安全局長が別に定めるところによるものとする。